松伏町総合教育会議傍聴要綱運用基準

平成27年10月22日総合教育会議決定

松伏町総合教育会議(以下「総合教育会議」という。)の傍聴については、松伏町総合教育会議傍聴要綱(平成27年5月20日総合教育会議決定。以下「要綱」という。)に定めるほか、次のとおり運用するものとする。

1 要綱第2条関係

- (1)要綱第2条第2号に規定されている会議の妨害となると認められる器物等とは 次に掲げる物とする。
 - ア 銃器、棒その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物
 - イ 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕、かさの類
 - ウ 鉢巻、腕章 (報道関係者が着用する腕章を除く。)、たすき、ゼッケン、ヘルメットの類
 - エ ラジオ、拡声器、無線機、マイク、録音機、写真機、映写機の類(事前に総 合教育会議の許可を得た物を除く。)
 - オ 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器
- (2)要綱第2条第3号に規定されているその他総合教育会議において傍聴を不適当 と認める者とは、会議を妨害することを疑うに足りる顕著な事情が認められる者 とする。
- 2 第4条関係

要綱第4条第6号に規定されているその他会議の妨害となるような挙動とは、次に掲げる事項とする。

- (1) 1 (1) に掲げる物(事前に総合教育会議の許可を得た物を除く。)を持ち込み、使用等すること。
- (2) 携帯電話等の無線機器を使用すること。
- (3) (1) 及び(2) に掲げる事項のほか、会議の支障となる行為をすること。